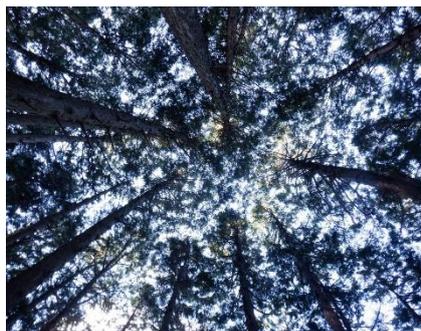


# 大辺路森林組合だより



## もくじ

1. 組合長あいさつ
2. 「企業の森」植樹行っ
3. 救助合同訓練を実施
4. 組合員の皆様にお願
5. 森のよもやま話

〒649-2511

和歌山県西牟婁郡白浜町日置 980-93

TEL 0739 (52) 3424

FAX 0739 (52) 3849

E-mail:oohechi.f-1441@oboe.ocn.ne.jp

HP : oohechi.com

## 組合長あいさつ

代表理事組合長  
三本修平

年頭に当たり謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

コロナ禍からの4年間を振り返りますと、世界情勢とともに日本の国、企業は従来の価値観を次のように変えました。

- ① グローバルに展開するサプライチェーンのリスクを経験し、エネルギー、食料、医療、資材(木材)等の自給率確保、安全保障の重要性を再認識。
- ② 脱炭素社会、SDGs(持続可能社会)の実現を目指す国、財界(各企業)が燃料、資材の抜本の見直しや省エネへの取組を加速。

この結果、林業界において国産材への移行、非住宅の木造化・木質化がようやく進み始めました。令和6年度より森林環境税の徴収が始まります。これを機に制度発足の礎である「国土と国民の生命を守る森づくり、CO<sub>2</sub>吸収や水源涵養等森林の公益的機能」の大切さを国民に十分理解を頂く必要があります。

世界が自国の資源確保に向かっています。今、国産材の資源を新しい価値観の下どう守るか、循環型林業を如何に成立させるかについて再考する大きな転換期に入っています。

当組合は、国、県、町のご指導、ご支援を受け、地元の森林整備、地元材の活用、森林管理に平素より取り組む一方、高齢化、人口減が一段と進む中で組合員の次世代への事業継承をお手伝いしております。

皆様の山に関する相談(造林施業、伐採、管理、相続など)を職員一同お待ちしております。本年も一年間よろしく願い申し上げます。

### ◎【企業の森】植樹行っ

「企業の森」の植樹が行われました。

令和5年11月3日 和歌山県民共済様による「企業の森」の植樹が実施されました。

当日は、和歌山県民共済入谷代表理事他42名 白浜町等の関係者も含めて69名による植樹を行いました。植樹後は森林インストラクターによる自然観察・ゲーム等を行い秋の一日を過ごしました。

11月26日には三機工業様による植樹が行われ石田社長他22名の参加と白浜町等の関係者併せて45名が植樹を行いました。植樹後は、日置川安居の河原で昼食を取り、対岸へ渡し船に乗り世界遺産である熊野古道仏坂を散策しました。

両日とも天気に恵まれ植樹日和となりました。組合としては大事にこの森を作っていきます。



## ◎【救助合同訓練】

令和5年1月に作業員、職員が白浜町消防本部の救命救急講習を受講しました。その際に、山で怪我をした場合の対応について相談したところ、訓練をしませんかという話となり、令和5年9月27日、白浜町北谷の山林にて林業作業中に受傷した場合を想定して、和歌山県防災航空隊、白浜町消防本部、大辺路森林組合が救助合同訓練を行いました。

訓練の目的は林業作業中に起こった過去の事案を基に、和歌山県防災航空隊との連携活動の手順や安全管理の確認を行い実災害が発生したときには、迅速・確実・安全に救助活動が遂行できるよう共通認識を図ることとしました。

当日は伐木作業中に斜面を滑り落ち、動けなくなった状況を想定して、組合作業員が消防への通報、消防が要救助者を作業道まで引き上げ、防災航空隊がロープを使ってヘリコプターにつり上げ救助するという想定で実施しました。

この訓練には、約20名が参加し県や町職員、近隣森林組合や林業事業体などの見学者も約30名が参加しました。



## ◎組合員の皆様にお願い

### ○ 組合員名簿登録変更について

相続等で未だ組合へ名義の変更を申請していない方は、手続きのご協力よろしくお願いします。

### ○ 組合からの脱退について

売買等で森林を有しなくなった方、組合から任意脱退されたい方についても手続きの方よろしくお願いします。

注意:法定相続、贈与、本人による脱退、相続による脱退等で書類はすべて異なります。

大辺路森林組合ホームページ(<https://oohechi.com/about/>)でも申請書類について説明及び雛形のダウンロードができますが、ご不明な点がありましたらお問い合わせください。

※なお、組合員であると思われる方で該当するような方がおれば、お手続きの周知をしていただきますようご協力おねがいします。

長期間連絡が取れない方などにつきましては、資格喪失を検討せざるを得ず、出資金をお返しできなくなります。ぜひとも早めのお手続きをよろしくお願いいたします。

### ○ 近年山林が次世代へと承継される中、「場所がどこか分からない」、「山に関心がなく手放したい」といった方々が多く見受けられます。確かに、税金、災害等の維持管理を考えると現在負の遺産ともリスクがあるものだとも思われがちです。しかし、先代が山を守ってきたからこそ国土が守られ、環境が育まれているのも事実です。

先祖代々から授かった財産である大切な森林は国民の財産でもあります。実際に山を見せて、次世代へ山の所在地、経緯等を継承していってもらえれば幸いです。

組合も、お手伝いをしたいと思います。

## ◎森のよもやま話

### 【自然保護】

自然保護という言葉をよく聞きますが、自然保護とはいったい何を指すのか考えてみませんか。一般的な考えは、①保存②保全③防護④回復⑤維持があるとされています。しかし、日本では①保存のことを指す場合が多いと思います。「保存」とは人手を排除してあるがままにしておくことであるが、自然は日々「遷移」と言うことで変わりつつあります。 ※「遷移」とは、移り変わること。

昭和の初め、京都嵐山のアカマツ林は平安時代の昔から有名であり松林がきれいと言うことで、保存するために風致林として規制をかけました。今までは、薪や落ち葉は燃料や堆肥に利用していたのですが、木の伐採や落ち葉、土石の採取なども禁止され遷移が進み土地が肥えたことにより雑木林となったと言うことです。

さて、保護したいのは何であったのか。アカマツ林を守りたかったのではないのですか。「風致的には雑木林が優れている。」との問題ではなく、規制(一切手を加えなかった)をかけたことによりアカマツ林は消滅したと言うことです。これは、典型的な「自然保護ではなく自然過保護」の良い例です。

保存にばかり目を向けるのではなく⑤維持することも大切なことなのです。